

クワザワホールディングス株式会社



第74回

定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル
1階 大会議室



郵送又はインターネットによる
議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時45分まで



スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください



クワザワホールディングス株式会社

証券コード 8104

企業理念

私たちは、安全で快適な生活空間を創造し、
豊かな社会の実現に貢献します。

スローガン

「自分が燃えれば他人も燃える」
ひと

この言葉は、会社の基盤をつくった2代目桑澤義雄社長が残してくれた言葉です。
ひたむきで燃えるような生涯は、多くの困難に直面するもいつもその熱意が人を動かしてきました。
私たちはこの大切な教えを実践し、将来に伝えていく使命があります。

経営理念

- 一、社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- 一、お客様から強く信頼される会社となる。
- 一、利益ある成長を遂げる。
- 一、働きがいのある会社をつくる。
- 一、仕事を愛し、会社を愛する。

行動指針

- 一、お客様満足を全力で追求する。
- 一、創造的・革新的であり続ける。
- 一、社会の法令と社内のルールを遵守する。
- 一、人材育成に力を注ぐ。
- 一、上司は自ら率先垂範する。

株主の皆様へ



代表取締役社長
桑澤 嘉英

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。皆様のご支援のおかげをもちまして、当社は創業90周年を迎えました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束を繰り返す中でウィズコロナへの移行が進み、経済活動に持ち直しの動きが見られ、景気も緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー・原材料価格の高騰や円安による物価上昇に加え、欧米諸国の金融引き締めによる景気後退懸念など、景気の下振れリスクもあり、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの位置する建設関連業界におきましては、地価の上昇や資材価格の高騰で建設コストが上昇し、主力市場である持家の着工戸数は大幅に減少しましたが、公共投資は弱含みながらも底堅く、民間投資は堅調に推移しました。

このような環境において当社グループは、既存取引先との関係強化とともに、新規顧客獲得に向けた営業力の強化、施工体制の拡充、PB商品の開発・拡販に注力しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高643億8百万円（前期比2.2%増）、営業利益8億53百万円（同3.2%増）、経常利益10億83百万円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億1百万円（同7.4%増）となりました。

2023年度のわが国経済は、経済活動の制限緩和に伴い回復基調が見込まれます。また、北海道においては、新幹線の札幌延伸工事や札幌市内の再開発工事に加えて千歳市での次世代半導体の工場建設が発表され、大規模工事が続きます。

一方で、建設関連業界では、建設資材や労務費など建設コストの上昇が引き続き見込まれ、経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループは、商品供給体制及び施工体制の更なる強化に努めて、お客様の要望に応じてまいります。あわせて、より一層の合理化、コストの抑制を進め、収益力向上に努めてまいります。

なお、2023年3月期の1株当たりの配当は、普通配当10円に加えて創業90周年記念として2円の記念配当を実施させていただき、株主優待も継続いたします。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

証券コード 8104
(発送日) 2023年6月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

クワザワホールディングス株式会社

代表取締役社長 桑 澤 嘉 英

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kuwazawa-hd.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会情報」「2023年」を順に選択して、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クワザワホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8104」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル 1階 大会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1.第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬決定の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集通知書とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

本招集通知書とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（株主番号）

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

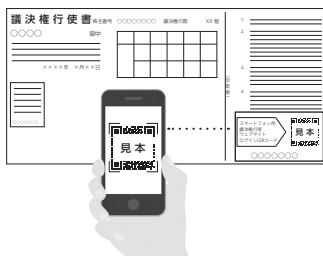
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

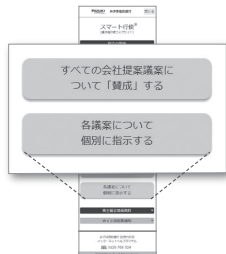
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

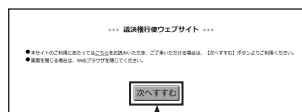
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

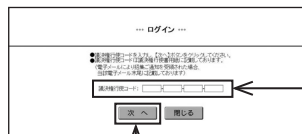
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

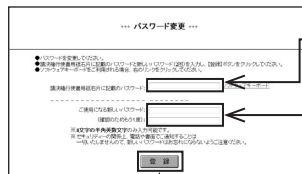
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、すべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	くわ ざわ よし ひで 桑 澤 嘉 英 再任	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	こ だま あき ひこ 小 玉 明 彦 再任	取締役 副社長執行役員 グループ営業本部長	13回／13回 (100%)
3	さ とう き み お 佐 藤 喜美夫 再任	取締役 専務執行役員 管理本部長	13回／13回 (100%)
4	くわ ざわ ゆう すけ 桑 澤 悠 介 再任	取締役 常務執行役員 グループ営業本部副本部長	13回／13回 (100%)

(注) 上記取締役候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>くわ ぎわ よし ひで 桑 澤 嘉 英 (1953年6月8日生)</p> 	<p>1976年4月 東京海上火災保険株式会社（現、東京海上日動火災保険株式会社）入社 1981年7月 当社入社 1984年2月 当社札幌建材支店長 1985年5月 当社取締役 1987年5月 当社常務取締役 1990年6月 当社専務取締役 1995年6月 当社代表取締役副社長 1997年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社クワザワ 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経営経験を有し、現在も当社及びグループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏的能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	287,810株
2	<p>こ だま あき ひこ 小 玉 明 彦 (1955年5月12日生)</p> 	<p>1978年4月 当社入社 2005年9月 当社札幌営業三部長 2009年4月 当社北海道本部副本部長 2010年3月 当社東京本部副本部長 2010年6月 当社取締役 2013年4月 当社東京本部長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社営業統括本部副本部長 2016年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社専務執行役員 2017年6月 当社営業統括本部長 2020年10月 当社グループ営業本部長（現任） 2022年6月 当社副社長執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社クワザワ 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も当社グループ営業本部責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏的能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	10,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	さとう きみお 佐藤 喜美夫 (1952年7月27日生) 	1975年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2006年4月 当社入社 当社審査部長兼経営相談室長 2014年4月 当社管理本部副本部長兼総務部長 2014年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 当社常務執行役員 2017年3月 株式会社クワザワエージェンシー代表 取締役社長 2017年10月 当社経営相談室長 2018年4月 当社管理本部長（現任） 2021年5月 株式会社クワザワエージェンシー取締 役会長（現任） 2022年6月 当社専務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社クワザワ 取締役 株式会社クワザワエージェンシー 取締役会長	31,800株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、管理部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も当社管理本部責任者及び株式会社クワザワエージェンシー取締役会長としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	くわ ぎわ ゆう すけ 桑 澤 悠 介 (1985年10月3日生) 	2008年4月 株式会社北洋銀行入行 2015年4月 当社入社 2019年4月 当社札幌営業二部長 2020年4月 当社営業統括本部副本部長 2020年6月 当社取締役（現任） 2020年6月 当社常務執行役員（現任） 2020年10月 当社グループ営業本部副本部長（現 任） (重要な兼職の状況) 株式会社クワザワ 取締役	104,300株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関での経験を活かしてグループ経営の推進に貢献し、また、当社の営業部門の要職を歴任し、リーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して賠償請求がされた場合の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、損害が私的な利益又は便宜の供与を意図的に得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、保険約款上の保険金を支払わない場合に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス

	氏名	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・ 人材開発	内部統制 ガバナンス	国際性	他業界 知見
取 締 役	桑澤 嘉英	○	○		○	○	○	○	
	小玉 明彦	○	○		○	○	○		
	佐藤 喜美夫	○		○		○	○		○
	桑澤 悠介	○	○			○	○		○
監 査 等 委 員	為国 徹			○	○		○		○
	山下 信行	○				○	○		○
	佐藤 博志	○		○			○		○
	山本 賢正				○		○	○	○
	斎藤 準護		○				○		○
	林 美香子	○				○	○		○

(注) 上記一覧表は、取締役候補者及び監査等委員である取締役の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認いただいております。

今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的として、上記の報酬枠の枠内で、業績連動報酬として金銭を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。監査等委員である取締役につきましては、引き続き基本報酬のみを支給いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給する業績連動報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

各対象取締役の業績連動報酬の額については、上記の上限金額の範囲内で、当社が任意に設置する指名・報酬委員会における支給基準の審議・承認を経て、取締役会において決定することといたします。

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は「事業報告 3.会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、当社の現在の対象取締役は4名（うち社外取締役0名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は4名（うち社外取締役0名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、上記のとおり、本議案に基づき対象取締役に割り当てられる株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、当該株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は「事業報告 3.会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しております。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 無償取得

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済社会活動の両立が進展する中、全国旅行支援や水際対策緩和などの各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、エネルギー・原材料価格の高騰や円安による物価上昇に加え、欧米諸国の金融引き締めによる景気後退懸念など、景気の下振れリスクもあり、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの位置する建設関連業界におきましては、資材価格の高騰や労務費の上昇など建設コストが上昇する厳しい経営環境の中、新設住宅着工戸数は減少した一方、公共投資は弱含みながらも底堅く、民間投資は堅調に推移しました。

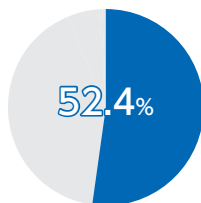
このような環境において当社グループは、顧客獲得に向けた営業力の強化と施工体制の拡充、PB商品の開発・拡販、既存取引先との関係強化を実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高643億8百万円（前期比2.2%増）、営業利益8億53百万円（同3.2%増）、経常利益10億83百万円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億1百万円（同7.4%増）となりました。

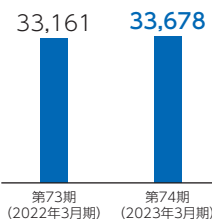
セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

建設資材

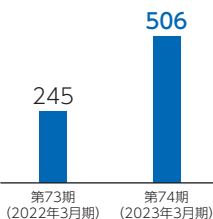
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



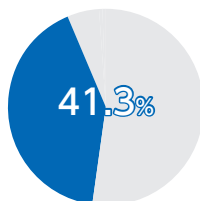
セグメント利益 (単位: 百万円)



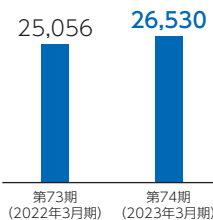
建設資材売上は資材価格の段階的な値上げ等の影響はあったものの、営業力強化により顧客と信頼関係を構築・維持することができ、基礎資材売上は主力市場である北海道において、公共投資が弱めの動きながら底堅く推移したことなどから、売上高は336億78百万円（前期比1.6%増）、セグメント利益は5億6百万円（同106.8%増）となりました。

建設工事

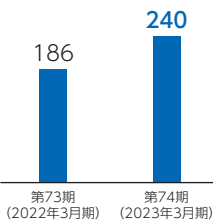
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



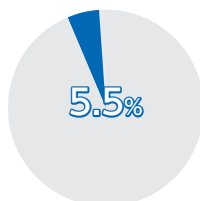
セグメント利益 (単位: 百万円)



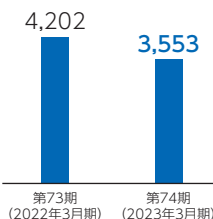
当社グループの主力市場では住宅投資が減少しているものの、設備投資の持ち直しを受け、施工体制の整備・拡充を押し進めてきた結果、中小規模を中心とした工事受注が堅調に推移したことなどから、売上高は265億30百万円（前期比5.9%増）、セグメント利益は2億40百万円（同28.6%増）となりました。

資材運送

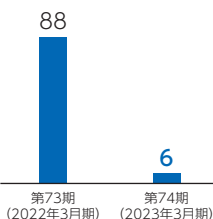
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



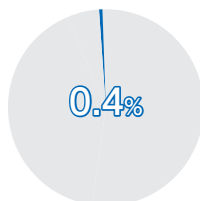
セグメント利益 (単位: 百万円)



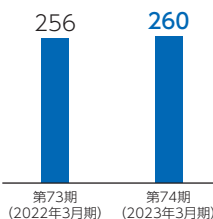
前年好調に推移した基礎資材運送の反動減や急激なエネルギー価格の高騰により、売上高は35億53百万円（前期比15.4%減）、セグメント利益は6百万円（同92.3%減）となりました。

不動産賃貸

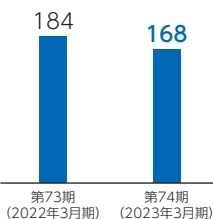
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



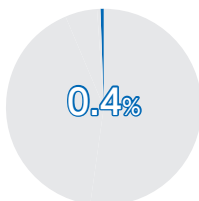
セグメント利益 (単位: 百万円)



賃貸収入が安定的に推移したものの、修繕費等が例年以上に発生したことなどから、売上高は2億60百万円（前期比1.5%増）、セグメント利益は1億68百万円（同8.6%減）となりました。

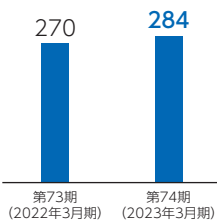
その他

売上高構成比

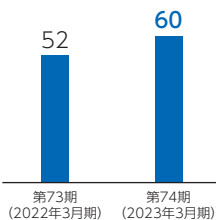


売上高

(単位：百万円)



セグメント利益 (単位：百万円)



太陽光発電事業が好調に推移した結果、売上高は2億84百万円（前期比4.9%増）、セグメント利益は60百万円（同15.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき重要な事項はありません。

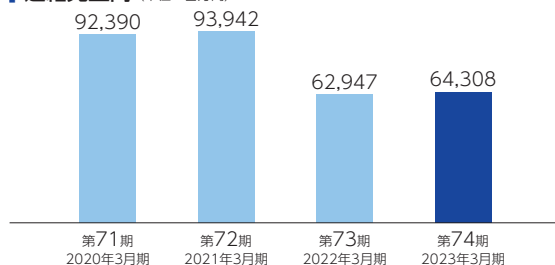
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、金融機関からの借入金を中心に資金調達を行いました。

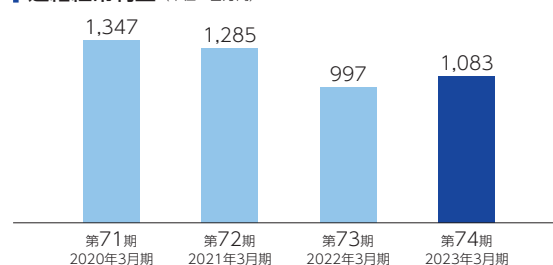
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

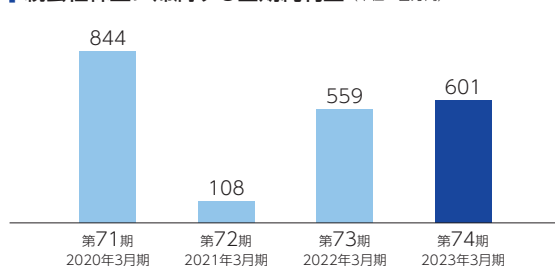
■ 連結売上高 (単位：百万円)



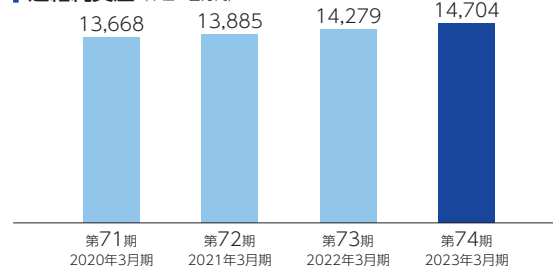
■ 連結経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 連結純資産 (単位：百万円)



区 分	第 71 期 (2020年 3月期)	第 72 期 (2021年 3月期)	第 73 期 (2022年 3月期)	第 74 期 (当連結会計年度) (2023年 3月期)
売 上 高 (百万円)	92,390	93,942	62,947	64,308
経 常 利 益 (百万円)	1,347	1,285	997	1,083
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	844	108	559	601
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	56円17銭	7円19銭	37円24銭	39円99銭
総 資 産 (百万円)	44,042	42,975	39,018	40,138
純 資 産 (百万円)	13,668	13,885	14,279	14,704

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。これにより、第73期の売上高は大幅に変動しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 71 期 (2020年3月期)	第 72 期 (2021年3月期)	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高及び営業収益 (百万円)	69,786	34,638	1,482	1,288
経 常 利 益 (百万円)	700	123	389	112
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	485	△512	347	△451
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	32円29銭	△34円09銭	23円12銭	△30円05銭
総 資 産 (百万円)	30,154	9,711	8,470	8,330
純 資 産 (百万円)	7,291	2,892	3,136	2,540

- (注) 1. 当社は、2020年10月1日の会社分割により持株会社体制へ移行しております。そのため、従来売上高としておりました表記を第72期より売上高及び営業収益に変更しております。
2. 第72期及び第73期の経営指標等の売上高及び営業収益等の大幅な変動は、2020年10月1日の会社分割により持株会社体制へ移行したことによるものです。
3. 収益認識会計基準等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加やアフターコロナへの移行によるサービス消費の改善等を背景に、景気は持ち直しの動きが続くものの、エネルギー・原材料価格の高騰や円安による物価上昇に加え、欧米諸国の金融引き締めによる景気後退懸念など、景気の下振れリスクもあり、先行き不透明感が残るものと思われまます。

当社グループの位置する建設関連業界におきましては、民間投資が堅調で、公共投資は底堅いものがありますが、新設住宅着工戸数の減少傾向に加え、資材価格の高騰や労務費の上昇で建設コストは高水準で推移しており、建設関連業界を巡る経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況下において、安定的かつ持続的な成長を実現するために、以下の課題に優先的に対応しております。

【経営戦略】

① 既存事業・新規事業・事業領域拡大

(既存事業)

- a. 建設資材事業：顧客満足の向上、リニューアル・土木市場の強化、新商品の開発
- b. 建設工事業：施工体制の強化、施工の品質管理、職方・外国人労働者の確保
- c. 資材運送事業：既存顧客との関係強化、大型車ドライバーの確保、原価削減による売上総利益の向上

(新規事業・事業領域拡大)

- a. シナジー創出に向けたM&Aの推進、新規事業における収益力向上
- b. 事業領域拡大を目指した成長分野と生産性向上への積極的な投資

② 経営基盤の強化

- a. 人材の採用・確保・再配置、人材育成の強化、働き方改革の推進
- b. キャッシュ・フローの増大、安定的な財務基盤の構築

③ サステナビリティへの取り組み

「私たちは、安全で快適な生活空間を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念に基づき、事業を通じてSDGs達成のため、新たな取り組みについても積極的に貢献したいと考えております。取り扱う建設関連資材や建築物は、世代を超えて使い続けられるものであり、「より豊かな社会の実現に貢献し 持続的に成長する」というサステナビリティの基本方針のもと、企業価値の向上を目指します。

【投資戦略】

① M&A投資

当社グループとのシナジー効果が見込まれるものを対象に投資しております。2020年4月には、マンション大規模改修工事業者の株式会社フリー・ステアーズを買収しました。

② 人的投資

企業価値を向上し、持続的成長を続けていくためには、優秀な人員の採用及び育成が重要な経営課題であります。採用活動を強化するとともに、各種研修の拡充を推進していくほか、計画的なジョブローテーションやOJTの強化並びに教育制度の拡充等に努め、社員のスキルアップに資する施策を実施します。

【効率化の推進】

当社は、2020年10月に持株会社体制へ移行し、戦略機能の強化と高効率な管理体制の構築を推進しております。

業務の効率化については、顧客サービスの向上、営業力の強化とともに、業務プロセスの改革を進めております。これらの業務の効率化とあわせてチェック機能をより強化する体制の構築に取り組みます。

また、当社は、健全で持続的な成長を確保し、ステークホルダーからの信頼に応えるべく、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実など、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。2018年12月には、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

2020年6月には、取締役会の監督機能の一層の強化及び意思決定の迅速化と機動性の強化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ク ワ ザ ウ	100	100 (-)	建設用資材の販売、建設工事施工、太陽光発電
株式会社フリー・ステアーズ	100	100 (-)	大規模修繕工事
株式会社クワザウ工業	68	100 (-)	土木建築その他建設工事施工
株式会社住まいのクワザウ	50	100 (-)	建築工事請負業
丸 三 商 事 株 式 会 社	35	100 (-)	建築一式工事の企画、設計、監理及び施工
東日本自工株式会社	30	100 (-)	車両整備
株 式 会 社 サ ツ イ チ	26	100 (-)	貨物自動車運送業
北 翔 建 材 株 式 会 社	20	100 (-)	建築材料の販売
和寒コンクリート株式会社	20	100 (-)	生コンクリートの製造、販売
株 式 会 社 ニ ッ ケ ー	12	100 (-)	生コンクリートの製造、販売
株 式 会 社 光 和	10	100 (-)	建設用資材の販売
株式会社クワザウエージェンシー	10	100 (-)	損害保険及び生命保険の代理業
クワザウサッシ工業株式会社	10	100 (-)	住宅及びビル用サッシの加工、販売
原 木 屋 産 業 株 式 会 社	10	100 (-)	土木建築資材卸売・小売
原木屋セーフティステップ株式会社	10	100 (-)	仮設資材リース
山 光 運 輸 株 式 会 社	13	100 (10)	貨物自動車運送業
札幌アサノ運輸株式会社	20	60 (-)	貨物自動車運送業

(注) 出資比率欄の()内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で表示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループ（当社及び関係会社）は、持株会社である当社、連結子会社17社、持分法適用関連会社1社、非連結子会社3社及び持分法非適用関連会社3社で構成され、建設資材の販売及び工事施工を主な事業の内容とし、さらに関連する物流及び周辺サービス等の事業活動を展開しており、北海道地域を事業基盤として各地域に展開しております。

(8) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
-----	-------------------

② 子会社の主要な事業所

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ク ワ ザ ワ	札幌市白石区	株式会社フリー・ステアーズ	東京都千代田区
株 式 会 社 ク ワ ザ ワ 工 業	札幌市白石区	株式会社住まいのクワザワ	札幌市白石区
丸 三 商 事 株 式 会 社	仙台市若林区	東日本自工株式会社	札幌市西区
株 式 会 社 サ ツ イ チ	札幌市北区	北翔建材株式会社	札幌市西区
和寒コンクリート株式会社	北海道上川郡和寒町	株 式 会 社 ニ ッ ケ ー	北海道余市郡余市町
株 式 会 社 光 和	北海道網走市	株式会社クワザワエージェンシー	札幌市白石区
クワザワサッシ工業株式会社	札幌市白石区	原木屋産業株式会社	栃木県栃木市
原木屋セーフティステップ株式会社	栃木県栃木市	山 光 運 輸 株 式 会 社	札幌市白石区
札幌アサノ運輸株式会社	札幌市東区		

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設資材	394名	1名減
建設工事	277名	12名減
資材運送	268名	4名減
不動産賃貸	—	—
その他	17名	3名減
全社(共通)	56名	1名増
合計	1,012名	19名減

(注) 不動産賃貸は、専従している従業員はおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	1名増	42.9歳	12.6年

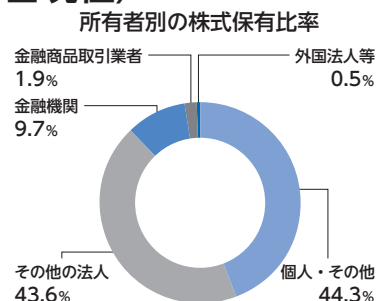
(注) 従業員数には、出向者365名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,147百万円
株式会社北海道銀行	807百万円
株式会社みずほ銀行	707百万円
みずほ信託銀行株式会社	187百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,694,496株
(うち自己株式1,652,308株)
- (3) 株主数 15,457名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
太平洋セメント株式会社	2,700	17.95
桑澤商事株式会社	1,394	9.27
吉野石膏株式会社	802	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	397	2.64
クワザワ従業員持株会	348	2.32
株式会社 L I X I L	339	2.26
株式会社北海道銀行	324	2.15
株式会社北洋銀行	310	2.06
桑澤嘉英	287	1.91
第一生命保険株式会社	257	1.71

- (注) 1. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は自己株式を1,652,308株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑澤嘉英	(株式会社クワザワ 代表取締役社長)
取締役	小玉明彦	副社長執行役員 グループ営業本部長 (株式会社クワザワ 取締役)
取締役	佐藤喜美夫	専務執行役員 管理本部長 (株式会社クワザワ 取締役) (株式会社クワザワエージェンシー 取締役会長)
取締役	桑澤悠介	常務執行役員 グループ営業本部副本部長 (株式会社クワザワ 取締役)
取締役 (常勤監査等委員)	為国徹	(株式会社クワザワ 監査役)
取締役(監査等委員)	山下信行	(株式会社小樽グリーンホテル 取締役会長)
取締役(監査等委員)	佐藤博志	
取締役(監査等委員)	山本賢正	
取締役(監査等委員)	斎藤準護	(太平洋セメント株式会社 北海道支店長)
取締役(監査等委員)	林美香子	

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 山下信行、佐藤博志、山本賢正、斎藤準護、林美香子の5氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 為国徹、山下信行、佐藤博志、山本賢正の4氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(常勤監査等委員) 為国徹氏は、長年にわたり金融業界に携わっておりました。また当社の審査部門に携わっておりました。
 - ・取締役(監査等委員) 山下信行氏は、長年にわたり会社経営に携わっております。
 - ・取締役(監査等委員) 佐藤博志氏は、長年にわたり金融業界に携わっておりました。また法律分野に携わっております。
 - ・取締役(監査等委員) 山本賢正氏は、長年にわたり企業の内部監査業務に携わっておりました。
3. 当社は、山下信行、佐藤博志、山本賢正、林美香子の4氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、為国徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して賠償請求がされた場合の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、損害が私的な利益又は便宜の供与を意図的に得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、保険約款上の保険金を支払わない場合に該当する場合を除く）。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員（会社法上の取締役、執行役、監査役、会計参与）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員（1985年5月17日以降に退任した役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【基本方針】

当社取締役の報酬は、業績に連動する体系を採用しており、企業価値の持続的向上を促すものとしている。個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務内容、人物評価、業務実績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬として基本部分、業績連動部分により構成する。

また、経営の監督・モニタリング機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その独立性及び中立性の確保の観点を重視して固定報酬のみとする。

【報酬内容に関する方針】

当社取締役の報酬は、固定報酬として基本部分と業績連動部分から構成するものとし具体的な報酬の決定方針は以下のとおりとする。

- a. 基本報酬部分の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬部分の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬部分は月例の固定報酬とし、当該年度の業績目標（売上総利益、経常利益、当期純利益）の達成度に基づき、各取締役の重点施策の遂行状況等も反映し支給額を決定する。

【金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、経営責任の重い役位に対し業績結果の反映を高める方針に基づき、業績連動部分の割合を高める報酬体系とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合により取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝7：3とする。

役 位	基本報酬	業績連動報酬等
代表取締役	65%	35%
取 締 役	75%	25%

【報酬決定にあたってのガバナンス体制について】

取締役の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、その構成委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会（代表取締役社長）は同委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行うものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	89 (-)	79 (-)	9 (-)	-	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (6)	14 (6)	-	-	6 (4)

(注) 1.上記には2022年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

- 2.上表の取締役の員数は無報酬の取締役1名、無報酬の社外取締役（監査等委員）2名を除いております。
- 3.取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）です。
- 4.監査等委員の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員の員数は6名（うち社外取締役5名）です。
- 5.業績連動報酬等に係る業績指標は2022年3月期では売上総利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度、2021年3月期では売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度で、報酬算定に属する期間の実績は2022年3月期では売上総利益92.8%、経常利益99.7%、親会社株主に帰属する当期純利益101.6%、2021年3月期では売上高102.6%、経常利益160.6%、親会社株主に帰属する当期純利益108.0%であります。当該指標を選択した理由は、取締役の責任のもと目標達成に向け事業活動を行った結果が反映される指標であり、企業の持続的成長を図るうえで重要な指標と判断したからであります。当社の業績連動報酬は、業績指標別、職位別の達成度テーブル及び重点施策の遂行状況等を反映したもので算定されております。
- 6.取締役会は代表取締役社長桑澤嘉英に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

取締役（監査等委員）山下信行氏は、株式会社小樽グリーンホテルの取締役会長を兼職しておりますが、同社は当社とは特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）斎藤準護氏は、太平洋セメント株式会社の北海道支店長を兼職しておりますが、同社は当社の筆頭株主であり、また、当社の子会社と商品販売の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 信 行	当事業年度開催の取締役会13回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 博 志	当事業年度開催の取締役会13回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しました。金融業界及び法律分野における豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 賢 正	当事業年度開催の取締役会13回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しました。企業の内部監査の専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	斎 藤 準 護	2022年6月29日就任以降開催の取締役会10回すべてに、また、監査等委員会10回すべてに出席しました。当社事業との関連の高い分野における専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 美 香 子	2022年6月29日就任以降開催の取締役会10回すべてに、また、監査等委員会10回すべてに出席しました。地域再生や農業分野における専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検討し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出することを決議いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化に配慮しながら、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、連結業績及び財務状況等を勘案し、安定的な配当水準を維持することを基本としております。また、内部留保金につきましては、財務内容の一層の強化とグループ内の経営効率化に努め、あわせて経営基盤の拡大を図るため、適宜実施する投資の資金として充当する方針であります。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、普通配当10円と記念配当2円（創業90周年記念配当）をあわせ、1株当たり12円とさせていただきます。

なお、当社は取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,818	流動負債	22,717
現金及び預金	8,604	支払手形及び買掛金	10,862
受取手形	4,799	電子記録債務	8,172
電子記録債権	3,322	短期借入金	30
売掛金	10,047	1年内返済予定の長期借入金	1,773
契約資産	1,425	リース債務	71
リース投資資産	1	未払法人税等	284
商品及び製品	646	賞与引当金	205
販売用不動産	971	役員賞与引当金	22
未成工事支出金	478	完成工事補償引当金	30
原材料及び貯蔵品	97	その他	1,264
その他	461	固定負債	2,715
貸倒引当金	△38	長期借入金	1,305
固定資産	9,319	リース債務	25
有形固定資産	6,467	繰延税金負債	430
建物及び構築物	2,941	退職給付に係る負債	93
機械装置及び運搬具	83	資産除去債務	23
土地	3,096	厚生年金基金解散損失引当金	224
リース資産	265	その他	612
建設仮勘定	0	負債合計	25,433
その他	79	(純資産の部)	
無形固定資産	148	株主資本	14,426
その他	148	資本金	417
投資その他の資産	2,704	資本剰余金	326
投資有価証券	1,269	利益剰余金	14,130
長期貸付金	18	自己株式	△446
繰延税金資産	209	その他の包括利益累計額	170
退職給付に係る資産	137	その他有価証券評価差額金	239
その他	1,176	退職給付に係る調整累計額	△69
貸倒引当金	△107	非支配株主持分	107
資産合計	40,138	純資産合計	14,704
		負債純資産合計	40,138

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		64,308
売上原価		56,089
売上総利益		8,218
販売費及び一般管理費		7,364
営業利益		853
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	35	
保険解約返戻金	39	
持分法による投資利益	55	
保証債務取崩額	2	
雑収入	138	
		311
営業外費用		
支払利息	62	
債権売却損	0	
保証債務費用	0	
雑損失	19	
		81
経常利益		1,083
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	3	
		14
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	23	
		28
税金等調整前当期純利益		1,069
法人税、住民税及び事業税	488	
法人税等調整額	2	
		491
当期純利益		578
非支配株主に帰属する当期純損失		22
親会社株主に帰属する当期純利益		601

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,196	流動負債	4,617
現金及び預金	663	短期借入金	2,450
売掛金	2	1年以内返済予定の長期借入金	1,740
リース投資資産	18	未払金	278
前払費用	5	預り金	23
未収入金	463	前受収益	8
その他の	46	リース債務	2
貸倒引当金	△3	賞与引当金	115
固定資産	7,133	固定負債	1,173
有形固定資産	3,514	長期借入金	895
建物	1,766	リース債務	1
構築物	108	長期未払金	60
機械及び装置	1	預り保証金	36
工具・器具及び備品	33	関係会社損失引当金	149
土地	1,597	繰延税金負債	23
リース資産	7	その他	7
無形固定資産	10	負債合計	5,790
ソフトウェア	9	(純資産の部)	
電話加入権	0	株主資本	2,527
投資その他の資産	3,609	資本金	417
投資有価証券	116	資本剰余金	327
関係会社株式	2,281	資本準備金	318
出資金	35	その他資本剰余金	8
長期貸付金	15	利益剰余金	2,229
関係会社長期貸付金	1,085	利益準備金	104
長期未収入金	4	その他利益剰余金	2,125
長期前払費用	0	別途積立金	1,819
前払年金費用	150	繰越利益剰余金	306
差入保証金	11	自己株式	△446
その他	58	評価・換算差額等	13
貸倒引当金	△149	その他有価証券評価差額金	13
資産合計	8,330	純資産合計	2,540
		負債純資産合計	8,330

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
営	業 収 益		1,288
営	業 費 用		1,192
	営 業 利 益		95
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息	10	
	受 取 配 当 金	3	
	受 取 雑 収 入	33	47
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	28	
	支 払 雑 損 失	2	30
	経 常 利 益		112
特	別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	0	
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	185	
	関 係 会 社 債 権 放 棄 損	378	564
	税 引 前 当 期 純 損 失		451
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13	
	法 人 税 等 調 整 額	△13	0
	当 期 純 損 失		451

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

クワザワホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 巨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クワザワホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クワザワホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

クワザワホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 亘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クワザワホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

クワザワホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	為	国	徹	Ⓔ
監査等委員	山	下	信行	Ⓔ
監査等委員	佐	藤	博志	Ⓔ
監査等委員	山	本	賢正	Ⓔ
監査等委員	斎	藤	準護	Ⓔ
監査等委員	林		美香子	Ⓔ

(注) 監査等委員山下信行、佐藤博志、山本賢正、斎藤準護、林美香子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号 クワザワグループ本社ビル 1階大会議室
交通	地下鉄東西線「白石駅 (T13)」5番出口より徒歩約13分 (タクシー約3分) JR函館本線・千歳線「白石駅 (H03)」南口より徒歩約15分 (タクシー約3分) JRバス札幌駅から新札幌行き約20分、新札幌駅から札幌駅行き約25分 「中央1条6丁目」バス停下車徒歩約2分
お願い	駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。